

## 令和8年度「県政150周年記念事業PR業務」 業務委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が実施する「県政150周年記念事業PR業務委託」（以下、「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「乙」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとするものの提案に具体的な指針を示すものである。

### 1 委託業務の名称

令和8年度「県政150周年記念事業PR業務」業務委託

### 2 委託業務の目的等

福島県は明治9年8月21日に誕生してから令和8年で150周年を迎える。このことを踏まえ、県では、令和8年1月から12月までを実施期間として『県政150周年記念事業』を実施する。

本業務は、県政150周年記念事業を広く周知し、機運醸成を図ることを目的として、特設WEBサイト、広報資材の製作及びデジタルイベント企画をはじめとした各種広報等業務を委託する。

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 委託業務の内容

上記2の目的を達成するため、以下の業務を行う。

#### (1) 150周年記念特設WEBサイトの維持管理運營業務

ア 乙は、甲からの問い合わせ対応、システム障害受付ができる体制を整えること。

イ サイト構成及びタイトルは別表1のとおりとする。なお、この内容は甲と協議の上、変更することができる。

ウ WEBサイトへの不正な侵入、障害の発生を予防するとともに、障害発生時の影響を最小限に留めるために十分なセキュリティ対策を講じること。必要なセキュリティ対策、定期的なデータのバックアップ、OSやソフトウェアのバージョンアップ等について必要な対応を行うこと。

エ 訪問者数や閲覧デバイス等のアクセス分析を行い、随時甲に報告すること。

オ WEBサイトの公開以降は、県が実施主体となる主催事業及び市町村や民間企業などが実施主体となる連携事業の情報を随時掲載すること。

カ 素材の収集、権利に関する手続等は原則として乙が行うこととするが、別表1において明示する内容に関してはその限りでない。

#### (2) 150周年記念事業広報資材の製作及び広報資材を活用した周知業務

県政150周年記念事業を広く周知し、機運を醸成するための広報資材を製作し、その資材を活用した周知活動を行うこと。製作する広報資材及び周知活動の手段は提案項目とするが、以下の点を踏まえて提案すること。

ア 作成する広報資材は以下を想定しているが、これら以外の効果的に周知することができる手段がある場合には提案すること。なお、詳細は県と協議のうえ決定すること。

イ ノベルティグッズは、契約締結後にすみやかに製作・配布・発送ができるよう、デザインも含め提案すること。

ウ 広報資材のデザインには福島県政150周年記念事業ロゴマークや150周年記念特設WEBサイトの二次元コードを活用すること。

a. 福島県政150周年記念事業ロゴマーク、特設WEBサイトや福島県政150周年関連事業を掲載した県内向けに周知するもの。(例：新聞、SNS、デジタルサイネージ、電車、バス等)

・広告の配信媒体やデザイン等について提案を行い、県との協議により決定すること。また、広告経由の流入状況についても随時県に報告すること。

b. 福島県政150周年記念・官民ネットワーク※登録団体に送付し、連携事業として実施するイベント等において150周年を周知するもの。既存ののぼり旗、ウインドウフラッグ、ポスターの増刷のほかに、効果的に周知することができる手段がある場合には提案すること。

増刷個数は、のぼり旗100個、ウインドウフラッグ200個、ポスター2,000枚で発送先は200箇所を想定するが、県と協議の上決定すること。

※ 福島県政150周年記念・官民ネットワークについて

福島県政150周年を広く発信していくため、記念事業の基本理念に共感し、協力いただける市町村、民間企業及び民間団体によるネットワークを構築する。官民ネットワーク登録団体は、ロゴマークの活用や連携事業を実施する。登録団体の申込みは、令和7年10月から令和8年12月まで特設WEBサイトで受付中。令和8年2月27日現在266件申請。

c. 福島県政150周年記念・官民ネットワーク登録団体及び県などがイベント等の幅広い場面で配布可能なノベルティグッズ。4種類程度を想定する。

(例：ボールペン、クリアファイル、ステッカー、ビニールバック等)

製作個数は、1種最大30,000個を想定するが、県と協議の上決定すること。

d. こども版記念誌等を関係各所等へ配布するため、20,000枚増刷し、発送先は県内小学校等を想定するが、県と協議の上決定すること。

e. 福島県政150周年記念・官民ネットワークの協力内容周知について

協力内容をとりまとめたリーフレットを作成する。記念商品については、商品を写真付きで掲載する想定。令和8年8月記念式典に配布するものを作成すること。県ホームページ等掲載のデータ版も作成すること。

f. 記念事業報告書について

令和8年1月から令和8年12月の県及び官民ネットワークの事業内容を簡潔にまとめた記念事業報告書を作成する。上記eの掲載内容も含む。県ホームページ等掲載のデータ版も作成すること。

### (3) デジタルイベント企画業務及び運營業務

150周年記念特設WEBサイト上で、県民参加型の福島県の歴史、文化、伝統等を引継ぎ、特に未来を担う次世代が興味・関心を持つ福島県150年のあゆみ、未来につなぐ福島県の魅力を再発見し、郷土愛を育む募集型のデジタルイベントを実施する。広く県民が参加できる周知方法も提案すること。

本企画で募集されたものを令和8年8月21日の記念式典にて動画等でお披露目し、お披露目以降に特設サイトで紹介することを想定する。

## 5 成果品

成果品は次のとおりとする。

### (1) 150周年記念特設WEBサイトの維持管理運營業務

- ア 実施報告書（紙媒体1部、データ1部）
- イ 実行プログラム一式
- ウ サイト構成図（サイトマップ）
- エ 基本仕様書（データ構造、画面偏移等）
- オ アップするファイル一覧
- カ その他、本業務で作成した資料のうち、県が指示する資料

(2) 150周年記念事業広報資材の製作及び広報資材を活用した周知業務

- ア 製作した広報資材リスト（品目及び作成数を記載すること）
- イ 製作した広報資材（納品数及び納品先は甲乙協議の上決定する）
- ウ 周知業務実施報告書（紙媒体1部、データ1部）
- エ 福島県政150周年記念・官民ネットワークの協力内容リーフレット
- オ 記念事業報告書

(3) デジタルイベント企画業務及び運営業務

- ア 実施報告書（紙媒体1部、データ1部）
- イ 実行プログラム一式
- ウ 構成図（サイト内マップ）
- エ アップするファイル一覧
- オ その他、本業務で作成した資料のうち、県が指示する資料

## 6 提出書類等

乙は、受託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・統括責任者通知書
- ・暴力団当反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの。

- ・委託業務完了報告書
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 7 仕様変更等

(1) 仕様変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、発注者の承諾を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議して定める。

## 8 その他

- (1) 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

(2) 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

別表1〔4（1）関係〕

	構成	内容	備考
ト ッ プ ペ ー ジ	福島県 150 年のあゆみ	県のなりたち、年表、主な出来事、県内各地区過去と現在の様子（写真で比較）などの項目を掲載する	掲載原稿及び写真素材等については原則として甲から提供する。
	記念事業	県が実施主体となる主催事業及び、市町村や民間企業などに協力を呼びかけて展開する連携事業について、その概要（イベント等の名称、日時、場所、ジャンル等）を紹介し、参加を促すためのページ。	イベント等を掲載する申請フォームは乙において維持管理することとする。申請内容について甲の承認を経た上で、乙によりページを反映させることとする。
	ロゴマーク	ロゴマークの紹介、活用可能なデータの掲載、使用基準等の掲載	
	新着情報	更新した情報がトップページに表示されるようにする。	
	県政 150 周年記念・官民ネットワーク	記念事業を県内一丸で進めていくため、民間企業や民間団体、市町村等で構成する「県政 150 周年記念・官民ネットワーク」の紹介ページ及びネットワークへの加盟申込フォームを掲載する。	ネットワークへの加盟申込フォームは乙において維持管理することとする。申込内容について甲の承認を経た上で、乙によりページに反映させることとする。